

令和8年第2回

沼田町教育委員会定例会会議録

※非公開に係る議案を除く

令和8年第2回沼田町教育委員会定例会会議録

1. 期 日 令和8年4月28日(火) 午後5時30分～午後5時52分

2. 会 場 沼田町生涯学習総合センター 1階会議室

3. 出席委員

教 育 長	三 浦 剛
教育長代理	青 木 健 治
委 員	松 尾 敦 史
委 員	林 里 美

4. 出席職員

課 長	赤 井 圭 二
参 事	春 山 顕 一
主 査	木 次 大 介
主 事	南 部 由 布 子

5. 議 事

報告第 1 号 労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定について

議案第12号 沼田町無形民俗文化財の指定について

議案第13号 沼田町社会教育委員の委嘱について

議案第14号 沼田町スポーツ推進委員の委嘱について

6. 付議案件は次のとおり

前会会議録の承認

教育長の報告

その他

【開会】

(教育長)

ただ今から、令和8年第2回沼田町教育委員会定例会を開会いたします。

議題2番目「前会会議録の承認について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

(赤井課長)

それでは前会会議録についてその概要を説明いたします。令和8年3月27日に招集されました令和8年第1回教育委員会臨時会は全委員に出席いただき、職員は3人が出席いたしました。教育長の報告としまして、まず1点目として、3月1日に営業終了したASHIMO IKANKO高穂スキー場の運行状況について、ゲレンデ状況の悪化等により、11日間の臨時休業となった影響で、利用料収入とリフト輸送人員が若干前年を下回る結果となりましたが、北空知・留萌方面から計7校にご利用いただき、スキー需要は増加しつつあること、そして今後さらに多くの人にご利用いただくために、気温や天候などの変化による施設運営への影響が最小限になるように、環境整備のあり方について検討を進めていくことを報告しています。

次に2点目として、3月議会定例会が開催され、一般質問において畑地議員から「子どもたちの生きる力を伸ばすためには」との一般質問の中で、インターネット情報の依存、図書館の有効活用などについての質問があり、学校において多様な情報収集や読み取る力、多面的に考察する力を育成し、図書館の有効活用についても、これまで以上に便宜を図っていくと答弁しております。また、生成AIの活用については、文科省のガイドラインに基づき、限定的に活用しながら、今後活用法について検討していく旨を答弁しております。また、篠原議員からは、ヤングケアラーへの対応についての質問の中で、学校内の研修状況や実態把握について質問があり、校内研修の実施状況や気になる児童生徒の情報共有、アンケートなどにより、見過ごし防止に努めているという旨の答弁をしています。

次に3点目として、教職員と教育委員会の人事の関係について報告させていただき、最後に中学校3年生15名が全員第一志望に合格したことを報告しております。

以上について報告した後、次の議案5件についてご審議いただきました。

議案第7号「沼田町一貫・連携教育基本計画（案）について」は、提案どおりご承認いただいております。

議案第8号「沼田町立沼田学園学園長・副学園長の決定について」は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの一年間、学園長に沼田中学校長吉田久氏、副学園長に沼田小学校長の内藤竜治氏に決定することで承認いただいております。

議案第9号「沼田学園入学式の告辞文（案）について」は、案のとおり決定することでご承認いただいております。

議案第10号「沼田町社会教育委員の委嘱について」は、現7名を全員再任として決定し、もともと欠員であった1名については、現在人選中であることをご承認いただいています。

議案第11号「沼田町スポーツ推進委員の委嘱について」は、現7名のうち5名を再任、1名を新任として決定いたしました。残り欠員1名については現在人選中とのご承認いただいております。以上、前会会議録の報告をさせていただきます。ご承認くださいますようお願いいたします。

(教育長)

前会会議録の説明が終わりました。お諮りいたします。これを承認することによりよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(教育長)

異議なしということで、前会会議録は承認することに決定しました。

議案の3番目、教育長の報告について申し上げます。はじめに、4月2日に教職員辞令交付式終了後に、年度初めの校長・教頭の合同会議及び一貫・連携推進協議会が行われました。その中で、令和8年度教育行政執行方針に基づき、幼児教育との円滑な接続と連続性、義務教育9年間を見通した継続的な学びの充実、児童生徒一人ひとりの資質・能力の育成、確かな学力の定着と特色ある学びの充実などの重点的な取り組みの推進について、改めて確認をさせていただきました。

また、4月3日には、学園協議会総会が開催され、沼田学園経営計画を確認するとともに、義務教育9年間を見通した質の高い教育の実践を目指し、小・中連携に関する具体的な取り組みについて協議しました。教職員全体でその意義や目的、具体的な方策について共有し、理解を深める機会となりました。今後も引き続き、沼田学園における児童生徒の学びを一層充実させてまいります。

次に、4月22日に第1回沼田町幼小中連携協議会が開催され、幼児教育からの円滑な接続の確保と、子どもの健やかな成長と学びを切れ目なく支援することを目的として、教育委員会、保健福祉課、沼田認定こども園、小・中学校が連携を図っていくことを確認しました。今後は、担当分野ごとに協議を行い、より実践的な連携のあり方について協議を進めてまいります。

次に、中学校の部活動についてです。令和8年度中学校入学者17名のうち15名が、季節部や認定地域クラブの形も含めて部活動に準ずる活動に参加することになりました。これにより、中学校の部活動等と言わせていただきますが、加入状況は、全校生徒47名中34名が加入し、加入率で72.3%となりました。また、指導に当たる部活動指導員

についても、町内外28名の方を任命することとしており、顧問と連携を図りながら指導にあたってまいります。まだ、スタートしたばかりで試行的な活動となっている部分もありますが、近隣市町とも連携を図りつつ、子どもたちにとって効果的な活動のあり方を模索しながら、本格始動に向けて引き続き準備を進めてまいります。

次に、学校行事であります。全国学力学習状況調査が4月22日から27日にかけての3日間で実施され、終了しております。また、修学旅行については、中学校は5月13日に出発し、3日間の日程で東京・神奈川方面に行く予定であり、小学校は6月16日から2日間の予定で実施を予定します。沼田学園運動会は、本年は5月30日土曜日開催に向けて準備を進めています。

以上、教育長の報告を終わります。ただいまの報告の中でご質問等がございましたら、お願いいたします。

中学生の修学旅行、5月に今年ずれていますが、毎年4月だったんです。全国学力学習状況調査の日程がかぶったので、5月にずらしたというふうに聞いております。

(林委員)

学力調査ってペーパーテストじゃなくてですか。

(教育長)

ペーパーとオンラインもあります。今年はオンラインとペーパーの併用なので、期間がちよっと長いです。

(林委員)

今年、ペーパーがなくなるとか。

(教育長)

前に一度総合教育会議で説明してもらった、問題の形式も変わってきます。全部正答率じゃなくて、そういう方向に今、変わっていきます。

よろしいでしょうか？

なければ4番の議事に入ります。

報告第1号「労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

(赤井課長)

報告第1号をめぐってください。報告第1号「労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定について」、労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労

働に関する協定を別紙のとおり締結したので報告する。令和8年4月28日提出、教育長名でございます。これは例年報告しているものでございます。概要としましては、下の方に記載してございますが、これは公立学校の教職員以外の職員、つまり事務職員、公務補、特別支援員等に対し、時間外勤務を命じる場合は、労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定を、学校長と職員間で締結する必要があります。今回、4月1日付で学校長に異動があったことから、職員についても異動、新規の採用があったことから、4月1日付で改めて締結したものであります。この36条協定は、労務管理上の手続きですので、議決事項ではありませんが、職員の働き方に関するものであるため、今回報告するものでございます。

以上、ご報告に代えさせていただきます。

(教育長)

説明が終わりました。ご質問等ございますでしょうか？

(質問等なし)

(教育長)

よろしいですか？毎年のことですので。

それではお諮りいたします。報告第1号「労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定について」は、報告のとおり受理することによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(教育長)

異議なしと認め、報告第1号は受理することに決定いたしました。

議案第12号「沼田町無形民俗文化財の指定について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

(赤井課長)

それでは議案第12号でございます。「沼田町無形民俗文化財の指定について」、沼田町文化財保護条例、昭和43年条例第13号、第4条第1項の規定により、下記のとおり文化財として指定することについて、次のとおり提案する。令和8年4月28日提出、教育長名でございます。記といたしまして、種類は無形民俗文化財でございます。名称については、沼田町夜高あんどん祭り、所在地は沼田町本通2丁目3番6号、沼田町商工会内でございます。保持者については、沼田町夜高あんどん保存会。指定理由については、

下記のとおりとなっています。この部分だけ読ませさせていただきます。指定理由、沼田町夜高あんどん祭りは、優雅で勇壮な田祭りとして沼田町、開拓の祖・沼田喜三郎翁の出身地である富山県小矢部市より昭和52年に伝承したもので、「北海道三大あんどんまつり」の一つに数えられている。行列を彩る大型あんどんの制作技術、運行時に見られる掛け声や進行作法、世代を超えて受け継がれる担ぎ手の組織体制などは、地域固有の文化として定着し、半世紀にわたり町民の手で継承されてきた。加えて、祭りは町内外から多くの来訪者を集め、沼田町の観光、交流の核となっており、町の歴史・文化を象徴する行事として高く評価されている。本年第50回目の節目を迎えるにあたり、当祭りを無形民俗文化財として位置づけ、その歴史的・文化的価値を明確にするとともに、後世への継承を図る必要があることから、沼田町無形民俗文化財に指定するものでございます。次のページにまつりの概要を載せておりますので、こちらは省略させていただきます。以上、ご提案申し上げます。ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりました。質疑に入ります。ご質問等ございましたらお願いいたします。

(林委員)

無形民俗文化財というのを指定することによって何かしらのメリットはあるのですか？

(教育長)

町の文化財として、誇りを持ってこれから。何かプラスになるようなもの、目に見えてというものは特にはないです。

(赤井課長)

北海道の文化財ですと、例えば予算がついたりとかです。修復費は各町で持ちますけれども、何かあった時のメリットはあると思います。それと継承ですね。今後継承していくものとしては、やはりこれをしっかり守っていくという位置づけになるので、そこは普通のものとは違います。

(松尾委員)

他にあるのですか？無形民俗文化財はあんどん以外になにかあるのですか？

(赤井課長)

無形は獅子舞、獅子踊りですが、あれは獅子頭に対してです。獅子舞踊りではなくて。

(春山参事)

今、有形のものを合わせますと、指定文化財としているのはクラウド15号、それから十一面薬師観音でございます。で、獅子舞。

(教育長)

無形はないかもしれないです。

(春山参事)

あと、化石です。今回、あんどんという象徴的なものを文化財として指定して、今さっき言ったように大切に、それから継承していこうと。合わせて、これを弾みにしながら、北海道の指定もとりに行くような、国ぐらまで。

(松尾委員)

青森あたり国のなにかになっているのですか？

(赤井課長)

青森はなっているかもしれないですけど、ただ、小矢部とかの方は県の文化財に確かっています。小矢部自体は市（の文化財）です。意外となっていないです。

(林委員)

やはり国になるとさらにメリットがあるということですか？

(教育長)

予算が来るということです。

(春山参事)

保存がやっぱり制限があります。

(赤井課長)

何でも動かしたりするのも許可がいりますから。物を移動するにも。それだけ厳重に扱います。

(青木代理)

文化財ということで、教育委員会で、別に町がどうのこうのではなくて、委員会で定めるのですか。

(教育長)

はい、そうです。教育委員会での指定です。(青森のは国の文化財になっている)そういう第一段階のステップということで。50年間ちょっと置いてしまったのですけれど。

(赤井課長)

小矢部市、富山県の方はいっぱいあんどん祭りがあるのが、そこを出し抜いてうちが国の方に持っていくと、多分異論が出ます。でも北海道(の指定)はいけるではないかなと、今後、もう少しやって。

(教育長)

保存会とかには話は(してある)？

(春山参事)

会長の方に話を進めていただいて。山車自体は多分、各それぞれの所属の持ち物で、実行委員会だったり。小矢部市自体はですね、無形文化財の指定を同じようにしていたので、それに倣ってというか。

(教育長)

よろしいでしょうか？(メリットは)この次です。次に見えてくると思いますので。それではお諮りいたします。議案第12号「沼田町無形民俗文化財の指定について」は提案のとおり決定ということでよろしいでしょうか？

(異議なしの声あり)

(教育長)

異議なしということで、議案第12号は提案とおり決定しました。

議案第13号「沼田町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。説明お願いします。

(赤井課長)

議案第13号「沼田町社会教育委員の委嘱について」。沼田町社会教育委員として下記のを委嘱する。令和8年4月28日提出、教育長名となります。住所、沼田町南一条4丁目8番38号。氏名、安井詩織。平成6年4月5日生まれ、職業は会社員でございます。任期については、この令和8年5月1日から2年間、令和10年3月31日まででございます。以上、提案いたします。別紙の方に社会教育委員名簿もつけておりますので、

今まで定数8名のところ、7名だったところを、今回安井氏を新任で任命したいということで、8名定数確保ということで提案いたします。ご審議くださいますようお願いいたします。

(教育長)

質問等ございますか？よろしいですか？

それではお諮りいたします。議案第13号「沼田町社会教育委員の委嘱について」は、提案のとおり決定をすることとしてよろしいでしょうか？

(異議なしの声あり)

(教育長)

異議なしということで、議案第13号は提案のとおり決定いたしました。

議案第14号「沼田町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

(赤井課長)

議案第14号です。「沼田町スポーツ推進委員の委嘱について」、沼田町スポーツ推進委員として下記のことを委嘱する。令和8年4月28日提出、教育長名でございます。記、沼田町字沼田111番地の51。氏名、安念梨枝。昭和47年1月7日生まれ。職業は教員でございます。任期はこの5月1日から2年間、令和10年3月31日まででございます。なお、別紙の方にスポーツ推進委員名簿をつけております。定数7名で6名であったところ、今回、安念梨枝氏を新任として任命、7名定数を確保したいということでご提案申し上げます。ご承認いただきますようお願いいたします。

(教育長)

よろしいですかね。質問いいですか？

それではお諮りいたします。議案第14号「沼田町スポーツ推進委員の委嘱について」は、提案のとおり決定することによろしいでしょうか？

(異議なしの声あり)

(教育長)

異議なしということで、議案第14号は提案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日本日予定していた議案は終了いたしました。これにて令和8年第2回沼田町教育委員会定例会を終了いたします。お疲れ様でした。